

エコログ Gas

料金表

供給エリア

【九州エリア】

株式会社エコログ

〔2025 年 9 月 1 日改定版〕

<目 次>

1	適用	3
2	対象となるお客さま	3
3	ガスプラン種別	3
4	料金表で定める事項	12
5	契約解除料等	13
6	その他	14
別	表	15

ガス料金その他の供給条件の内容

1 適用

- (1) この料金表（以下「本料金表」といいます。）は、当社のガス小売供給約款（エコログ Gas）（以下「供給約款」といいます。）に基づき、当社がお客さまにガスを供給するときの供給条件の詳細を定めたものです。なお、本料金表の用語の定義は、特段の定めをする場合を除き、供給約款の内容に従うものとします。
- (2) 本料金表に定めのない事項は、供給約款の定めに従うものとします。

2 対象となるお客さま

本料金表は、下記の全てに該当するお客さまを対象とします。

- イ 供給約款の定めに基づき、当社との間で供給契約が成立しているお客さま
- ロ 一般ガス導管事業者（西部瓦斯株式会社）の託送供給約款で定める供給区域のうち福岡エリア、熊本エリア、佐世保エリアまたは長崎エリアにおいて当社にお申し込みをし、供給契約が成立しているお客様
- ハ 当社が、供給約款の定めに基づき、本料金表により算定された料金を支払うことができるお客さま

3 ガスプラン種別

- (1) ガスプランの種別と契約期間は以下のとおりといたします。なお、各ガスプランの料金表はそれぞれ別表にて定めます。

ガスプラン	契約期間
エコログ Gas スタンダードプラン EPARK ガススタンダードプラン ※上記契約種別の総称を、以下「スタンダードプラン」といいます。	料金適用開始の日から、3年後の日の属する月の末日までといたします。なお、契約期間満了日の15日前までにお客さままたは当社のいずれからも供給契約の終了または変更の申出がない場合は、供給契約は満了日の翌日から3年間同一条件で更新され、以後同様といたします。
エコログ Gas ダブル割プラン EPARK ガスダブル割プラン ※上記契約種別の総称を、以下「ダブル割プラン」といいます。	料金適用開始の日から、3年後の日の属する月の末日までといたします。なお、契約期間満了日の15日前までにお客さままたは当社のいずれからもガス供給契約の終了または変更の申出がない場合は、ガス供給契約は満了日の翌日から3年間同一条件で更新され、以後同様といたします。

エコログ Gas E ガスプラン (※2)	料金適用開始の日から、供給約款の定めに基づき供給契約が終了する日までといたします。
エコログ Gas アドバンスプラン (※1)	料金適用開始の日から、供給約款の定めに基づき供給契約が終了する日までといたします。

※1：2022 年 6 月 30 日をもって、新規申込みの受付を終了しております。

※2：2024 年 3 月 31 日をもって、新規申込みの受付を終了しております。

(2) お客さまは、本料金表に別段の定めが無い限り、以下の附帯サービスを利用することができるものとし、2023 年 5 月 31 日以前にお申込みのお客さまのガス供給契約については、以下の附帯サービスが自動的に附帯し、2023 年 6 月 1 日以降にお申込みのお客さまのガス供給契約については、以下の附帯サービスをお客さまの任意により選択的に附帯することができます。なお、2023 年 5 月 31 日以前にお申込みのお客さまのうち、当社が取扱う電気の供給契約とガス供給契約を同時に申し込むお客さまについて、同一の附帯サービスが重複する場合は、当該サービスはガスのガス供給契約に付帯するものといたします。

附帯サービスの名称	附帯サービスの内容
サポートパック (2022 年 8 月 31 日以前にガス供給契約をお申込みのお客さま)	イ 匠ワランティアンドプロテクション株式会社（以下「匠 W&P」といいます。）が提供する「オフィスサポートパック」または「店舗サポートパック」（以下、総称して「サポートパック」といいます。）を割引料金にて利用することができます。なお、サポートパックの利用契約はお客さまと匠 W&P の間で締結されるものとします。 ロ サポートパックのサービス内容は、匠 W&P が定める「オフィスサポートパック利用規約」または「店舗サポートパック利用規約」（以下「サポートパック利用規約」といいます。）の規定のとおりとし、お客さまはサポートパックの利用にあたり、当該サポートパック利用規約に同意の上、その定めに従うものとします。 ハ サポートパックの利用開始日は、サポートパック利用規約の定めにかかわらず、ガスの供給開始日の属する月の翌月 1 日とします。 ニ お客さまは、お客さまと匠 W&P との間のサポートパックの利用契約に基づく金銭債権の全部を、当該金銭債権を取得した時点で匠 W&P が当社に対して譲渡すること、および、当該債権譲渡に基づき、当社または当社の業務委託先がお客さまに対して、ホの附帯サービス料金を請求することに同意するものとします。なお、この場合において、匠 W&P および当社は、当

	該債権譲渡に関するお客さまへの個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。 ホ 附帯サービス料金は、ハに定めるサポートパックの利用開始日が属する月から起算して6ヶ月目までは無料、7ヶ月目以降は月額 3,278 円（税込）とします。[匠 W&P における通常料金：月額 4,378 円（税込）] ヘ お客さまは、契約期間中であっても、サポートパック利用規約の規定に基づいてサポートパックの利用契約を解約することができるものとします。但し、一度解約した附帯サービスを元に戻すことはできず、別途オプションサービスとしてサポートパックを契約する場合には、ホに定める通常料金からの割引は適用されないものとします。 ト お客さまと当社とのガス供給契約が終了した場合、お客さまと匠 W&P との間のサポートパックの利用契約は、サポートパック利用規約の規定にかかわらず、当該ガス供給契約が終了した日の属する月の末日付にて終了します。なお、この場合、サポートパックの利用契約の終了に係るお客さまの手続きは、別途当社が定める場合を除いて当社が代行するものとし、お客さまはあらかじめこれに同意するものとします。
サポートパック (2022 年 9 月 1 日以 降かつ 2023 年 12 月 31 日以前にガス供給 契約をお申込みのお 客さま)	イ 匠ワランティアアンドプロテクション株式会社（以下「匠 W&P」といいます。）が提供する「オフィスサポートパック」または「店舗サポートパック」（以下、総称して「サポートパック」といいます。）を無料期間付きで利用することができます。なお、サポートパックの利用契約はお客さまと匠 W&P の間で締結されるものとします。 ロ サポートパックのサービス内容は、匠 W&P が定める「オフィスサポートパック利用規約」または「店舗サポートパック利用規約」（以下「サポートパック利用規約」といいます。）の規定のとおりとし、お客さまはサポートパックの利用にあたり、当該サポートパック利用規約に同意の上、その定めに従うものとします。 ハ サポートパックの利用開始日は、サポートパック利用規約の定めにかかわらず、ガスの供給開始日の属する月の翌月 1 日とします。 ニ お客さまは、お客さまと匠 W&P との間のサポートパックの利用契約に基づく金銭債権の全部を、当該金銭債権を取得した

	時点で匠 W&P が当社に対して譲渡すること、および、当該債権譲渡に基づき、当社または当社の業務委託先がお客さまに対して、当該金銭債権を請求することに同意するものとします。なお、この場合において、匠 W&P および当社は、当該債権譲渡に関するお客さまへの個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。 ホ 附帯サービス料金は、ハに定めるサポートパックの利用開始日が属する月から起算して 6 ヶ月目までは無料、7 ヶ月目以降は月額 4,378 円（税込）とします。なお、当該無料期間は、ガス供給契約のお申込み時において、サポートパックが自動附帯されたお客さままたはサポートパックの附帯を選択されたお客さまに限り適用いたします。 ヘ お客さまは、契約期間中であっても、サポートパック利用規約の規定に基づいてサポートパックの利用契約を解約することができるものとします。但し、一度解約した附帯サービスを元に戻すことはできず、別途オプションサービスとしてサポートパックを契約する場合には、ホに定める無料期間は適用されないものとします。 ト お客さまと当社とのガス供給契約が終了した場合、お客さまと匠 W&P との間のサポートパックの利用契約は、サポートパック利用規約の規定にかかわらず、当該ガス供給契約が終了した日の属する月の末日付にて終了します。なお、この場合、サポートパックの利用契約の終了に係るお客さまの手続きは、別途当社が定める場合を除いて当社が代行するものとし、お客さまはあらかじめこれに同意するものとします。
サポートパック （2024 年 1 月 1 日以降にガス供給契約をお申し込みのお客さま）	イ 匠ワランティアンドプロテクション株式会社（以下「匠 W&P」といいます。）が提供する「オフィスサポートパック」または「店舗サポートパック」（以下、総称して「サポートパック」といいます。）を無料期間付きで利用することができます。なお、サポートパックの利用契約はお客さまと匠 W&P の間で締結されるものとします。 ロ サポートパックのサービス内容は、匠 W&P が定める「オフィスサポートパック利用規約」または「店舗サポートパック利用規約」（以下「サポートパック利用規約」といいます。）の規定のとおりとし、お客さまはサポートパックの利用にあたり、当該サポートパック利用規約に同意の上、その定めに従うもの

	とします。 ハ サポートパックの利用開始日は、サポートパック利用規約の定めにかかわらず、ガスの供給開始日の属する月の翌月 1 日とします。 ニ お客さまは、お客さまと匠 W&P との間のサポートパックの利用契約に基づく金銭債権の全部を、当該金銭債権を取得した時点で匠 W&P が当社に対して譲渡すること、および、当該債権譲渡に基づき、当社または当社の業務委託先がお客さまに対して、当該金銭債権を請求することに同意するものとします。なお、この場合において、匠 W&P および当社は、当該債権譲渡に関するお客さまへの個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。 ホ 附帯サービス料金は、ハに定めるサポートパックの利用開始日が属する月から起算して 3 ヶ月目までは無料、4 ヶ月目以降は月額 4,378 円（税込）とします。なお、当該無料期間は、ガス供給契約のお申込み時において、サポートパックが自動附帯されたお客さままたはサポートパックの附帯を選択されたお客さまに限り適用いたします。 ヘ お客さまは、契約期間中であっても、サポートパック利用規約の規定に基づいてサポートパックの利用契約を解約することができるものとします。但し、一度解約した附帯サービスを元に戻すことはできず、別途オプションサービスとしてサポートパックを契約する場合には、ホに定める無料期間は適用されないものとします。 ト お客さまと当社とのガス供給契約が終了した場合、お客さまと匠 W&P との間のサポートパックの利用契約は、サポートパック利用規約の規定にかかわらず、当該ガス供給契約が終了した日の属する月の末日付にて終了します。なお、この場合、サポートパックの利用契約の終了に係るお客さまの手続きは、別途当社が定める場合を除いて当社が代行するものとし、お客さまはあらかじめこれに同意するものとします。
設備メンテナンスサービス （2023 年 5 月 31 日以前にガス供給契約をお申込みのお客さ	イ 当社が提供する「設備メンテナンスサービス」を無料期間付きで利用することができます。 ロ 設備メンテナンスサービスのサービス内容は、当社が定める「設備メンテナンスサービス利用約款」（以下「設備メンテナンスサービス利用約款」といいます。）の規定のとおりとし、

ま)	お客さまは設備メンテナンスサービスの利用にあたり、当該設備メンテナンスサービス利用約款に同意の上、その定めに従うものとします。 ハ 設備メンテナンスサービスの利用開始日は、設備メンテナンスサービス利用約款の定めにかかわらず、ガスの供給開始日の属する月の翌月 1 日とします。 ニ 附帯サービス料金（月額利用料を指し、メンテナンス対応個別料金等その他の料金は、設備メンテナンスサービス利用約款に定めるとおり別途発生します。）は、ハに定める設備メンテナンスサービスの利用開始日が属する月から起算して 3 ヶ月目までは無料、4 ヶ月目以降は月額 4,378 円（税込）とします。 ホ お客さまは、契約期間中であっても、設備メンテナンスサービス利用約款の規定に基づいて設備メンテナンスサービスの利用契約を解約することができるものとします。但し、一度解約した附帯サービスを元に戻すことはできず、別途オプションサービスとして設備メンテナンスサービスを契約する場合には、ニに定める無料期間は適用されないものとします。 ヘ お客さまと当社とのガス供給契約が終了した場合でも、設備メンテナンスサービスの利用契約およびニに定める無料期間は有効に存続します。お客さまは、設備メンテナンスサービスの利用を終了する場合は、設備メンテナンスサービス利用約款の定めに基づき、当社へ通知するものとします。
設備メンテナンスサービス （2023 年 6 月 1 日以降かつ 2023 年 12 月 31 日以前にガス供給契約をお申込みのお客さま）	イ 当社が提供する「設備メンテナンスサービス」を無料期間付きで利用することができます。 ロ 設備メンテナンスサービスのサービス内容は、当社が定める「設備メンテナンスサービス利用約款」（以下「設備メンテナンスサービス利用約款」といいます。）の規定のとおりとし、お客さまは設備メンテナンスサービスの利用にあたり、当該設備メンテナンスサービス利用約款に同意の上、その定めに従うものとします。 ハ 設備メンテナンスサービスの利用開始日は、設備メンテナンスサービス利用約款の定めにかかわらず、ガスの供給開始日の属する月の翌月 1 日とします。 ニ 附帯サービス料金（月額利用料を指し、メンテナンス対応個別料金等その他の料金は、設備メンテナンスサービス利用約款に定めるとおり別途発生します。）は、ハに定める設備メンテ

	ナンスサービスの利用開始日が属する月から起算して 6 ヶ月目までは無料、7 ヶ月目以降は月額 4,378 円（税込）とします。なお、当該無料期間は、ガス供給契約のお申込み時に設備メンテナンスサービスの附帯を選択されたお客さまに限り適用いたします。 ホ お客さまは、契約期間中であっても、設備メンテナンスサービス利用約款の規定に基づいて設備メンテナンスサービスの利用契約を解約することができるものとします。但し、一度解約した附帯サービスを元に戻すことはできず、別途オプションサービスとして設備メンテナンスサービスを契約する場合には、ニに定める無料期間は適用されないものとします。 ヘ お客さまと当社とのガス供給契約が終了した場合でも、設備メンテナンスサービスの利用契約およびニに定める無料期間は有効に存続します。お客さまは、設備メンテナンスサービスの利用を終了する場合は、設備メンテナンスサービス利用約款の定めに基づき、当社へ通知するものとします。
設備メンテナンスサービス （2024 年 1 月 1 日以降にガス供給契約をお申し込みのお客さま）	イ 当社が提供する「設備メンテナンスサービス」を無料期間付きで利用することができます。 ロ 設備メンテナンスサービスのサービス内容は、当社が定める「設備メンテナンスサービス利用約款」（以下「設備メンテナンスサービス利用約款」といいます。）の規定のとおりとし、お客さまは設備メンテナンスサービスの利用にあたり、当該設備メンテナンスサービス利用約款に同意の上、その定めに従うものとします。 ハ 設備メンテナンスサービスの利用開始日は、設備メンテナンスサービス利用約款の定めにかかわらず、ガスの供給開始日の属する月の翌月 1 日とします。 ニ 附帯サービス料金（月額利用料を指し、メンテナンス対応個別料金等その他の料金は、設備メンテナンスサービス利用約款に定めるとおり別途発生します。）は、ハに定める設備メンテナンスサービスの利用開始日が属する月から起算して 3 ヶ月目までは無料、4 ヶ月目以降は月額 4,378 円（税込）とします。なお、当該無料期間は、ガス供給契約のお申込み時に設備メンテナンスサービスの附帯を選択されたお客さまに限り適用いたします。 ホ お客さまは、契約期間中であっても、設備メンテナンスサー

	ビス利用約款の規定に基づいて設備メンテナンスサービスの利用契約を解約することができるものとします。但し、一度解約した附帯サービスを元に戻すことはできず、別途オプションサービスとして設備メンテナンスサービスを契約する場合には、二に定める無料期間は適用されないものとします。 へ お客さまと当社とのガス供給契約が終了した場合でも、設備メンテナンスサービスの利用契約および二に定める無料期間は有効に存続します。お客さまは、設備メンテナンスサービスの利用を終了する場合は、設備メンテナンスサービス利用約款の定めに基づき、当社へ通知するものとします。
--	--

(3)各ガスプランにおいて、特約事項があるものについては以下のとおりといたします。

ガスプラン	特約事項
スタンダードプラン ダブル割プラン (※3)	イ 左記の対象プランのお客さまであって、かつ 2024 年 5 月 1 日以降にガス供給契約をお申込みの法人のお客さまは、60 ヶ月間当社からのガスの受給を継続いただくことを条件に、以下の内容の割引（以下、「長期割引」といいます。）を受けることができます。 ロ 長期割引は、ハに定める起算日が属する月から起算して 12 ヶ月目までの料金のうち、基本料金を無料とする特典です。 ハ 長期割引の起算日は、お客さまがガス供給契約のお申込みと同時に長期割引の適用を申込み場合は、料金適用開始の日とし、すでにガス供給契約を締結したお客さまが契約期間の途中で長期割引の適用を申込み場合は、当該お申込みの日の翌日以降に最初に到来する検針日の翌日とします。 ニ ハに定める起算日から起算して 60 ヶ月間が満了する前にガス供給契約が終了する場合、5（契約解除料等）に定める契約解除料とは別途、追加的に設定される契約解除料として、ガス供給契約の終了時まで長期割引を適用した基本料金相当額の全額を、お支払いいただきます。
スタンダードプラン ダブル割プラン	イ 左記の対象プランのお客さまであって、かつ 2025 年 9 月 1 日以降にガス供給契約をお申込みの法人のお客さまは、60 ヶ月間当社からのガスの受給を継続いただくことを条件に、以下の内容の割引（以下「長割」といいます。）を受けることができます。 ロ 長割は、ハに定める起算日が属する月から起算して 6 ヶ月目

	までの料金のうち、基本料金を半額とする特典です。 ハ 長割の起算日は、お客さまがガス供給契約のお申込みと同時に長割の適用を申込む場合は、料金適用開始の日とし、すでにガス供給契約を締結したお客さまが契約期間の途中で長割の適用を申込む場合は、当該お申込みの日の翌日以降に最初に到来する検針日の翌日とします。 ニ ハに定める起算日から起算して 60 ヶ月間が満了する前にガス供給契約が終了する場合、5（契約解除料等）に定める契約解除料とは別途、追加的に設定される契約解除料として、ガス供給契約の終了時まで長割を適用した基本料金相当額の全額を、お支払いいただきます。
ダブル割プラン	イ ダブル割プランは、当社が取扱う電力供給サービス（プラン名称の末尾が「ダブル割プラン」のプラン）とのセット契約を前提とするプランであり、電力供給契約とガス供給契約を同時に申し込みいただきます。 ロ ガスの供給開始日の属する月は、原則として電力の供給開始日の属する月と同月といたします。（検針日等の関係で、同月とならない場合もあります。） ハ 理由の如何を問わず、ダブル割プランに係る電力供給契約が終了する場合、ダブル割プランに係るガス供給契約も終了するものといたします。 ニ お客さまは、ダブル割プランに係る電力供給契約について、別途当社の電気供給約款の定めに従うものとします。
エコログ Gas E ガスプラン	イ エコログ Gas E ガスプランは、当社と株式会社 EPARK グルメとの提携により、株式会社 EPARK グルメが提供する「EPARK グルメ」、「広告サポートパック」、「Resty サポートパック」、「Gour-ri」、「オリジナルホームページ」、「GMB 運用代行」、「Google マイビジネス設定代行サービス」、「撮影費用（撮影、写真共有）」、「QSC 改善アンケート」または「ValuePage」（以下、総称して「EPARK グルメ社提供サービス」といいます。）のご契約者に対して、当社のガスを供給するプランです。 ロ お客さまと株式会社 EPARK グルメの間の EPARK グルメ社提供サービスの利用契約がすべて終了する場合、その終了の理由の如何を問わず、当該利用契約の終了月の翌月の検針日より、お客さまと当社との間の供給契約は、自動的にエコログ Gas

	E ガスプランからエコログ Gas スタンダードプランに変更されるものといたします。なお、この場合、変更後のエコログ Gas スタンダードプランの契約期間は、当該プラン変更日から起算するものとし、エコログ Gas E ガスプランのご利用期間は含まれないものといたします。 ハ ロの定めのとおり、一度エコログ Gas スタンダードプランに変更されたお客さまが、再度 EPARK グルメ社提供サービスの利用を開始された場合、当社の指定する方法にて当社にお申し出いただくことにより、再度エコログ Gas E ガスプランを利用することができます。ただし、この場合、エコログ Gas スタンダードプランを解約して再度エコログ Gas E ガスプランをご契約いただくこととなりますので、5（契約解除料等）に定めるとおり、エコログ Gas スタンダードプランの解約に係る契約解除料が発生する場合があります。
--	--

※3：2025 年 8 月 5 日をもって、新規申込みの受付を終了しております。

4 料金表で定める事項

- (1) 当社は、別表の料金表（各料金表の基本料金、基準単位料金又は（2）の規定により調整単位料金を算定した場合は、その基準単位料金に替えて調整単位料金を用います。）を適用して料金を算定いたします。なお、料金について、その算定の結果、1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- (2) 当社は毎月（3）②により算定した平均原料価格が（3）①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合には、次の算式により本料金表の各料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を用いて(1)に従い算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表第 2 のとおりとします。

（算式）

- ① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（1 立方メートルあたり）

$$= (\text{基準単位料金} + \text{原料調整額} (0.081 \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{ 円})) \times [1 + \text{消費税率}]$$

- ② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（1 立方メートルあたり）

$$= (\text{基準単位料金} - \text{原料調整額} (0.081 \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{ 円})) \times [1 + \text{消費税率}]$$

（備考）

上記①の算式により調整単位料金を算定する場合の原料費調整額は小数点第 3 位以下を切り捨てたものとし、上記②の算式により調整単位料金を算定する場合の原料費調

整額は小数点第 3 位を切り上げたものとします。

- (3) (2) の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は以下のとおりといたします。

- ① 基準平均原料価格（トンあたり）

85,350 円

- ② 平均原料価格（トンあたり）

別表第 2 に定められた各 3 か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たり LNG 平均価格（算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入し 10 円単位といたします。）及びトン当たり L P G 平均価格（算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入し 10 円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

（算式）

平均原料価格

= トン当たり L N G 平均価格 × 0.9423 + トン当たり L P G 平均価格 × 0.0620

- ③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の 100 円未満の端数を切り捨てた 100 円単位の金額といたします。

（算式）

- イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額 = 平均原料価格 - 基準平均原料価格

- ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額 = 基準平均原料価格 - 平均原料価格

- (4) 当社は、供給約款に定める適用料金の事前のお知らせにかかわらず (2) で定める毎月の調整単位料金を、インターネット上での開示その他当社が適当と認める方法により、あらかじめお客様にお知らせいたします。

5 契約解除料等

3（ガスプラン種別）に定める種別ごとに、以下表に定める契約解除料をお支払いいただきます。ただし、以下の理由の場合を除きます。

- イ 建替により解約する場合で、建替後も当社とご契約いただく場合

- ロ その他お客さまの責に帰さない事由で解約する場合

ガスプラン	請求条件および内容
スタンダードプラン	更新月（供給開始日が属する月（供給契約が更新された場合には、更新された月）から起算して 36 ヶ月目とその翌月を指すものとします。）を除き、契約期間内に解約となる場合、契約解除料とし

	て金 3,850 円（不課税）をお支払いいただきます。
ダブル割プラン	更新月（供給開始日が属する月（供給契約が更新された場合には、更新された月）から起算して 36 ヶ月目とその翌月を指すものとします。）を除き、契約期間内に解約となる場合、契約解除料として 5,000 円（不課税）をお支払いいただきます。

6 その他

- (1) その他の事項については、供給約款を適用いたします。
- (2) 本料金表は 2025 年 9 月 1 日から実施いたします。

以上

制改定履歴（別表含む）

2021年9月1日 制定
 2021年9月16日 改定
 2021年11月1日 改定
 2021年12月1日 改定
 2022年2月1日 改定
 (2022年4月8日訂正)
 2022年5月1日 改定
 2022年7月1日 改定
 2022年9月1日 改定
 2023年7月1日 改定
 2024年9月1日 改定
 2025年9月1日 改定

別 表

1 料金表

【福岡県（45 メガジュール地区）】

各料金表は、ガスプランの種別に応じて、以下の定義により適用するものとします。

ガスプラン	適用する料金表区分
スタンダードプラン	料金表区分①
ダブル割プラン	料金表区分①
エコログ Gas E ガスプラン	料金表区分①
エコログ Gas アドバンスプラン	料金表区分②

料金表区分①

料金算定期間におけるガスの使用量	適用する料金表
0 立方メートルから 15 立方メートル以下の場合	料金表 A
15 立方メートルをこえ 30 立方メートル以下の場合	料金表 B
30 立方メートルをこえ 100 立方メートル以下の場合	料金表 C
100 立方メートルをこえる場合	料金表 D

料金表区分②

料金算定期間におけるガスの使用量	適用する料金表
0 立方メートルから 15 立方メートル以下の場合	料金表 A
15 立方メートルをこえ 30 立方メートル以下の場合	料金表 B
30 立方メートルをこえ 50 立方メートル以下の場合	料金表 C
50 立方メートルをこえる場合	料金表 C'

■スタンダードプラン料金表

料金表 A（料金表区分①）

イ 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	8 6 7. 3 5 円 (消費税等相当額を含みます。)
--------------------	---------------------------------

ロ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	2 4 6. 7 6 円
-------------	--------------

	(消費税等相当額を含みます。)
--	-----------------

ハ 調整単位料金

口の基準単位料金をもとに 4 (2) の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

料金表 B (料金表区分①)

イ 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	1, 0 7 6. 3 5 円 (消費税等相当額を含みます。)
--------------------	------------------------------------

ロ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	2 3 2. 1 0 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	---------------------------------

ハ 調整単位料金

口の基準単位料金をもとに 4 (2) の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

料金表 C (料金表区分①)

イ 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	1, 4 8 3. 9 0 円 (消費税等相当額を含みます。)
--------------------	------------------------------------

ロ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	2 1 7. 8 0 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	---------------------------------

ハ 調整単位料金

口の基準単位料金をもとに 4 (2) の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

料金表 D (料金表区分①)

イ 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	2, 0 5 8. 6 5 円 (消費税等相当額を含みます。)
--------------------	------------------------------------

ロ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	2 1 1. 7 5 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	---------------------------------

ハ 調整単位料金

口の基準単位料金をもとに 4 (2) の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金

といたします。

■ダブル割プラン料金表

料金表 A（料金表区分①）

イ 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	8 2 1. 7 0 円 (消費税等相当額を含みます。)
--------------------	---------------------------------

ロ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	2 4 6. 7 6 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	---------------------------------

ハ 調整単位料金

ロの基準単位料金をもとに 4 (2) の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

料金表 B（料金表区分①）

イ 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	1, 0 1 9. 7 0 円 (消費税等相当額を含みます。)
--------------------	------------------------------------

ロ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	2 3 2. 1 0 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	---------------------------------

ハ 調整単位料金

ロの基準単位料金をもとに 4 (2) の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

料金表 C（料金表区分①）

イ 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	1, 4 0 5. 8 0 円 (消費税等相当額を含みます。)
--------------------	------------------------------------

ロ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	2 1 7. 8 0 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	---------------------------------

ハ 調整単位料金

ロの基準単位料金をもとに 4 (2) の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

料金表D（料金表区分①）

イ 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	1, 9 5 0. 3 0 円 (消費税等相当額を含みます。)
--------------------	------------------------------------

ロ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	2 1 1. 7 5 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	---------------------------------

ハ 調整単位料金

ロの基準単位料金をもとに 4 (2) の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

■エコログ Gas E ガスプラン料金表

料金表A（料金表区分①）

イ 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	8 8 5. 6 1 円 (消費税等相当額を含みます。)
--------------------	---------------------------------

ロ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	2 3 9. 3 6 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	---------------------------------

ハ 調整単位料金

ロの基準単位料金をもとに 4 (2) の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

料金表B（料金表区分①）

イ 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	1, 0 9 9. 0 1 円 (消費税等相当額を含みます。)
--------------------	------------------------------------

ロ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	2 2 5. 1 4 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	---------------------------------

ハ 調整単位料金

ロの基準単位料金をもとに 4 (2) の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

料金表C（料金表区分①）

イ 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	1, 5 1 5. 1 4 円 (消費税等相当額を含みます。)
--------------------	------------------------------------

ロ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	2 1 1. 2 7 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	---------------------------------

ハ 調整単位料金

ロの基準単位料金をもとに 4 (2) の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

料金表D（料金表区分①）

イ 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	2, 1 0 1. 9 9 円 (消費税等相当額を含みます。)
--------------------	------------------------------------

ロ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	2 0 5. 4 0 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	---------------------------------

ハ 調整単位料金

ロの基準単位料金をもとに 4 (2) の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

■エコログ Gas アドバンスプラン料金表

料金表 A（料金表区分②）

イ 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	8 6 7. 3 5 円 (消費税等相当額を含みます。)
--------------------	---------------------------------

ロ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	2 4 6. 7 6 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	---------------------------------

ハ 調整単位料金

ロの基準単位料金をもとに 4 (2) の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

料金表 B（料金表区分②）

イ 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	1, 0 7 6. 3 5 円 (消費税等相当額を含みます。)
--------------------	------------------------------------

ロ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	2 3 2. 1 0 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	---------------------------------

ハ 調整単位料金

ロの基準単位料金をもとに 4 (2) の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

料金表 C (料金表区分②)

イ 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	1, 4 8 3. 9 0 円 (消費税等相当額を含みます。)
--------------------	------------------------------------

ロ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	2 1 7. 8 0 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	---------------------------------

ハ 調整単位料金

ロの基準単位料金をもとに 4 (2) の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

料金表 C' (料金表区分②)

イ 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	0. 0 0 円 (消費税等相当額を含みます。)
--------------------	-----------------------------

ロ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	2 3 4. 0 0 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	---------------------------------

ハ 調整単位料金

ロの基準単位料金をもとに 4 (2) の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

【熊本県、長崎県 (46 メガジュール地区)】

各料金表は、ガスプランの種別に応じて、以下の定義により適用するものとします。

ガスプラン	適用する料金表区分
-------	-----------

エコログ Gas スタンダードプラン	料金表区分①
エコログ GasW 割プラン	料金表区分①
エコログ Gas E ガスプラン	料金表区分①
エコログ Gas アドバンスプラン	料金表区分②

料金表区分①

料金算定期間におけるガスの使用量	適用する料金表
0 立方メートルから 14 立方メートル以下の場合	料金表 A
14 立方メートルをこえ 29 立方メートル以下の場合	料金表 B
29 立方メートルをこえ 97 立方メートル以下の場合	料金表 C
97 立方メートルをこえる場合	料金表 D

料金表区分②

料金算定期間におけるガスの使用量	適用する料金表
0 立方メートルから 14 立方メートル以下の場	料金表 A
14 立方メートルをこえ 29 立方メートル以下の場合	料金表 B
29 立方メートルをこえ 49 立方メートル以下の場合	料金表 C
49 立方メートルをこえる場合	料金表 C'

■エコログ Gas スタンダードプラン料金表

料金表 A（料金表区分①）

イ 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	8 6 7 . 3 5 円 (消費税等相当額を含みます。)
--------------------	----------------------------------

ロ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	2 5 2 . 2 4 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	----------------------------------

ハ 調整単位料金

ロの基準単位料金をもとに 4 (2) の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

料金表 B（料金表区分①）

イ 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	1, 0 7 6. 3 5 円 (消費税等相当額を含みます。)
--------------------	------------------------------------

ロ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	2 3 7 . 2 5 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	----------------------------------

ハ 調整単位料金

ロの基準単位料金をもとに 4 (2) の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

料金表 C (料金表区分①)

イ 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	1, 4 8 3. 9 0 円 (消費税等相当額を含みます。)
--------------------	------------------------------------

ロ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	2 2 2 . 6 4 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	----------------------------------

ハ 調整単位料金

ロの基準単位料金をもとに 4 (2) の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

料金表 D (料金表区分①)

イ 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	2, 0 5 8. 6 5 円 (消費税等相当額を含みます。)
--------------------	------------------------------------

ロ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	2 1 6 . 4 5 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	----------------------------------

ハ 調整単位料金

ロの基準単位料金をもとに 4 (2) の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

■エコログ GasW 割プラン料金表

料金表 A (料金表区分①)

イ 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	8 2 1. 7 0 円
--------------------	--------------

	(消費税等相当額を含みます。)
--	-----------------

ロ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	2 5 2 . 2 4円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	---------------------------------

ハ 調整単位料金

ロの基準単位料金をもとに 4 (2) の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

料金表 B (料金表区分①)

イ 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	1, 0 1 9 . 7 0 円 (消費税等相当額を含みます。)
--------------------	-------------------------------------

ロ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	2 3 7 . 2 5円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	---------------------------------

ハ 調整単位料金

ロの基準単位料金をもとに 4 (2) の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

料金表 C (料金表区分①)

イ 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	1, 4 0 5 . 8 0 円 (消費税等相当額を含みます。)
--------------------	-------------------------------------

ロ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	2 2 2 . 6 4円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	---------------------------------

ハ 調整単位料金

ロの基準単位料金をもとに 4 (2) の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

料金表 D (料金表区分①)

イ 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	1, 9 5 0 . 3 0 円 (消費税等相当額を含みます。)
--------------------	-------------------------------------

ロ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	2 1 6 . 4 5円
-------------	--------------

	(消費税等相当額を含みます。)
--	-----------------

ハ 調整単位料金

口の基準単位料金をもとに 4 (2) の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

■エコログ Gas E ガスプラン料金表

料金表 A (料金表区分①)

イ 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	8 8 5 . 6 1 円 (消費税等相当額を含みます。)
--------------------	----------------------------------

ロ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	2 2 2 . 4 3 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	----------------------------------

ハ 調整単位料金

口の基準単位料金をもとに 4 (2) の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

料金表 B (料金表区分①)

イ 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	1 , 0 9 9 . 0 1 円 (消費税等相当額を含みます。)
--------------------	--------------------------------------

ロ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	2 0 9 . 2 1 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	----------------------------------

ハ 調整単位料金

口の基準単位料金をもとに 4 (2) の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

料金表 C (料金表区分①)

イ 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	1 , 5 1 5 . 1 4 円 (消費税等相当額を含みます。)
--------------------	--------------------------------------

ロ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 9 6 . 3 3 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	----------------------------------

ハ 調整単位料金

口の基準単位料金をもとに 4 (2) の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

料金表 D (料金表区分①)

イ 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	2, 1 0 1. 9 9 円 (消費税等相当額を含みます。)
--------------------	------------------------------------

ロ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 9 0 . 8 7 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	----------------------------------

ハ 調整単位料金

口の基準単位料金をもとに 4 (2) の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

■エコログ Gas アドバンスプラン料金表

料金表 A (料金表区分②)

イ 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	8 6 7. 3 5 円 (消費税等相当額を含みます。)
--------------------	---------------------------------

ロ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	2 5 2. 2 4 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	---------------------------------

ハ 調整単位料金

口の基準単位料金をもとに 4 (2) の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

料金表 B (料金表区分②)

イ 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	1, 0 7 6. 3 5 円 (消費税等相当額を含みます。)
--------------------	------------------------------------

ロ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	2 3 7. 2 5 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	---------------------------------

ハ 調整単位料金

口の基準単位料金をもとに 4 (2) の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

料金表 C (料金表区分②)

イ 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	1, 4 8 3. 9 0 円 (消費税等相当額を含みます。)
--------------------	------------------------------------

ロ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	2 2 2. 6 4 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	---------------------------------

ハ 調整単位料金

口の基準単位料金をもとに 4 (2) の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

料金表 C' (料金表区分②)

イ 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	0. 0 0 円 (消費税等相当額を含みます。)
--------------------	-----------------------------

ロ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	2 3 8. 8 4 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	---------------------------------

ハ 調整単位料金

口の基準単位料金をもとに 4 (2) の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

2 調整単位料金の適用基準

- ① 料金算定期間の末日が 1 月 1 日から 1 月 31 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年 8 月から 10 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ② 料金算定期間の末日が 2 月 1 日から 2 月 28 日 (うるう年は 2 月 29 日) に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年 9 月から 11 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ③ 料金算定期間の末日が 3 月 1 日から 3 月 31 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年 10 月から 12 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ④ 料金算定期間の末日が 4 月 1 日から 4 月 30 日に属する料金算定期間の料金の算定にあ

たっては、前年 11 月から当年 1 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑤ 料金算定期間の末日が 5 月 1 日から 5 月 31 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年 12 月から当年 2 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑥ 料金算定期間の末日が 6 月 1 日から 6 月 30 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年 1 月から 3 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑦ 料金算定期間の末日が 7 月 1 日から 7 月 31 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年 2 月から 4 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑧ 料金算定期間の末日が 8 月 1 日から 8 月 31 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年 3 月から 5 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑨ 料金算定期間の末日が 9 月 1 日から 9 月 30 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年 4 月から 6 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑩ 料金算定期間の末日が 10 月 1 日から 10 月 31 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年 5 月から 7 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑪ 料金算定期間の末日が 11 月 1 日から 11 月 30 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年 6 月から 8 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑫ 料金算定期間の末日が 12 月 1 日から 12 月 31 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年 7 月から 9 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。